

平成31年2月5日開催

第 6 回

新ひだか町農業委員会総会議事録

新ひだか町農業委員会

## 第6回新ひだか町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成31年2月5日(火) 午前10時00分

2. 開催場所 みついしふれあいプラザ 3階会議室

3. 出席委員 9 人 (欠席委員1名)

1	番	酒	井	薫	出
2	番	山	野	美	出
3	番	中	村	ト	出
4	番	西	村	和	欠
5	番	岡	田	夫	出
6	番	安	田	悦	出
7	番	土	居	正	出
8	番	前	谷	武	出
9	番	野	表	篤	出
10	番	金	森	靖	出

4. 出席事務局職員

事務局長 阿部 尚弘

主 幹 二本 柳 浩一

主 幹 神谷 貴史

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について

報告第2号 農地法第3条の規定による許可申請に対する専決処分について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第5号 農業振興地域における農用地区域の変更等に係る意見について

議案第6号 現況証明下附願いに対する発給について

議案第7号 平成30年贈与税・相続税及び不動産取得税の猶予(継続)届出に係る営農証明発給の適否について

6. 会議の概要

<p>事務局長</p> <p>会長</p> <p>事務局長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>それでは、ご案内の時間となりましたので、平成31年2月5日招集、第6回新ひだか町農業委員会総会を開催いたします。          なお本日の欠席者は、4番西村委員の1名でありまして、欠席の連絡がありましたので報告いたします。          以上により、出席委員は10名中9名で、定足数に達しておりますので、農業委員会法第27条第3項及び新ひだか町農業委員会会議規則第8条により、本総会が成立していることを報告いたします。          総会の開会にあたり、金森会長よりご挨拶をいただきます。</p> <p>挨拶</p> <p>それでは、新ひだか町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっております。会長、よろしくお願いいたします。</p> <p>これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員ですが議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なしの声あり】</p> <p>それでは、議事録署名委員は、1番酒井委員、2番山野委員にお願いいたします。以上で日程第1を終わります。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>次に日程第2の報告第1号、農地法第18条第6項の規定による解約通知についてを、議題といたします。事務局より報告第1号1番から6番まで、議案の朗読と説明をお願いします。</p> <p>それでは、報告第1号の議案書をご覧ください。農地法第18条第6項の規定による解約通知については6件です。議案書をもとに説明します。</p> <p>【報告第1号1番から6番を議案書をもとに朗読】</p> <p>これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。          (質問、意見なし)</p> <p>採決いたします。報告第1号について、事務局の報告どおり承認することに異議ございませんか。          (異議なしの声多数)</p> <p>賛成多数ですので、報告第1号は事務局の報告どおり承認することといたします。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>9番</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>次に報告第2号、農地法第3条の許可申請に対する専決処分についてを、議題といたします。事務局より報告第2号1番について、議案の朗読と説明をお願いします。</p> <p>それでは、報告第2号の議案書をご覧ください。件数は1件です。議案書をもとに説明します。</p> <p>【報告第2号1番をもとに朗読】</p> <p>ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。</p> <p>報告第2号については、事務局の説明のとおりです。</p> <p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。          (質問、意見なし)</p> <p>採決いたします。報告第2号について、事務局の報告どおり承認することに異議ございませんか。          (異議なしの声多数)</p> <p>賛成多数ですので、報告第2号は事務局の報告どおり承認することといたします。</p>

議長	次に議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを、議題といたします。事務局より議案第1号1番の議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案第1号の議案書をご覧ください。農地法第3条の規定による許可申請については4件です。議案書をもとに説明します。
事務局	【議案第1号1番を議案書をもとに朗読】
事務局	以上の申請の内容は、お手元にごございます別添農地法第3条調査書の1ページに記載されており、経営面積、従事日数など、農地法第3条第2項の各号には該当しておらず、各要件を満たしていると考えます。 なお、価格が低価格ではありますが、静内●●地区の沢に入った線路に隣接している農地で、今まで肥培管理が不十分であったため生産性の低い農地となっております。今後、譲受人が客土等の経費をかける見込みであることから、これを考慮されて低価格での申請となっております。 以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。
9番	議案第1号1番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第1号1番について、これを許可相当と決定することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第1号1番はこれを許可相当と決定いたします。
議長	次に、事務局より議案第1号2番の議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局	【議案第1号2番を議案書をもとに朗読】
事務局	以上の申請の内容は、お手元にごございます別添農地法第3条調査書の2ページに記載されており、経営面積、従事日数など、農地法第3条第2項の各号には該当しておらず、各要件を満たしていると考えます。 以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。
3番	議案第1号2番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第1号2番について、これを許可相当と決定することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第1号2番はこれを許可相当と決定いたします。
議長	次に、事務局より議案第1号3番の議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局	【議案第1号3番を議案書をもとに朗読】

事務局	<p>以上の申請の内容は、お手元にごございます別添農地法第3条調査書の3ページに記載されており、経営面積、従事日数など、農地法第3条第2項の各号には該当しておらず、各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上で議案の朗読と説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。</p>
8番	<p>議案第1号3番については、事務局の説明のとおりです。</p>
議長	<p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)</p>
議長	<p>採決いたします。議案第1号3番について、これを許可相当と決定することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)</p>
議長	<p>賛成多数ですので、議案第1号3番はこれを許可相当と決定いたします。</p>
議長	<p>次に、事務局より議案第1号4番の議案の朗読と説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>【議案第1号4番を議案書をもとに朗読】</p>
事務局	<p>以上の申請の内容は、お手元にごございます別添農地法第3条調査書の4ページに記載されており、経営面積、従事日数など、農地法第3条第2項の各号には該当しておらず、各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上で議案の朗読と説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。</p>
6番	<p>議案第1号4番については、事務局の説明のとおりです。</p>
議長	<p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)</p>
議長	<p>採決いたします。議案第1号4番について、これを許可相当と決定することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)</p>
議長	<p>賛成多数ですので、議案第1号4番はこれを許可相当と決定いたします。</p>
議長	<p>次に議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてを、議題といたします。事務局より議案第2号1番の議案の朗読と説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第2号の議案書をご覧下さい。農地法第4条の規定による許可申請については1件です。議案書をもとに説明します。</p>
事務局	<p>【議案第2号1番を議案書をもとに朗読】</p>
事務局	<p>順位2番ですが、農家住宅を新築するため申請が出されました。申請地は、営農管理上最適な場所が選定されています。また、営農に支障がないよう配慮もされています。</p> <p>なお本案件は、農業公共投資後8年以内の農地には該当しないなど、農地法第4条第1項の転用申請について、転用不可の項目には該当しないため、やむを得ない転用であると考えます。</p> <p>昨日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を地区担当委員に行っていただき、やむを得ない転用である旨の意見をいただいております。□</p> <p>以上で議案の朗読と説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。</p>
2番	<p>議案第2号1番については、事務局の説明のとおりです。</p>

議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第2号1番について、これを許可相当との意見を付することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第2号1番はこれを許可相当との意見を付して、北海道農業会議へ諮問にかけ、北海道に進達することに決定いたします。
議長	次に議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてを、議題といたします。事務局より議案第3号1番の議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案第3号の議案書をご覧ください。農地法第5条の規定による許可申請については4件です。議案書をもとに説明します。
事務局	【議案第3号1番を議案書をもとに朗読】
事務局	順位1番ですが、こちらは良好な農地にすることを目的とした砂利採取に伴う、一時転用の案件です。申請地は、農業公共投資後8年以内の農地には該当しないなど、農地法第5条第1項の転用申請について、転用不可の項目には該当しないため、やむを得ない転用であると考えます。 昨日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を地区担当委員に行っていただき、やむを得ない転用である旨の意見をいただいております。□ 以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
8番	議案第3号1番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第3号1番について、これを許可相当との意見を付することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第3号1番はこれを許可相当との意見を付して、北海道農業会議へ諮問にかけ、北海道に進達することに決定いたします。
議長	次に、議案第3号2番の議案の朗読と説明をお願いします。
事務局	【議案第3号2番を議案書をもとに朗読】
事務局	順位2番ですが、こちらは良好な農地にすることを目的とした砂利採取に伴う、一時転用の案件です。申請地は、農業公共投資後8年以内の農地には該当しないなど、農地法第5条第1項の転用申請について、転用不可の項目には該当しないため、やむを得ない転用であると考えます。 昨日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を地区担当委員に行っていただき、やむを得ない転用である旨の意見をいただいております。□ 以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
8番	議案第3号2番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第3号2番について、これを許可相当との意見を付することに異議ございませんか。  
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第3号2番はこれを許可相当との意見を付して、北海道農業会議へ諮問にかけ、北海道に進達することに決定いたします。

議長 次に、議案第3号3番の議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 【議案第3号3番を議案書をもとに朗読】

事務局 順位3番ですが、こちらは良好な農地にすることを目的とした砂利採取に伴う、一時転用の案件です。申請地は、農業公共投資後8年以内の農地には該当しないなど、農地法第5条第1項の転用申請について、転用不可の項目には該当しないため、やむを得ない転用であると考えます。  
昨日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を地区担当委員に行っていただき、やむを得ない転用である旨の意見をいただいております。□  
以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

8番 議案第3号3番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。  
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第3号3番について、これを許可相当との意見を付することに異議ございませんか。  
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第3号3番はこれを許可相当との意見を付して、北海道農業会議へ諮問にかけ、北海道に進達することに決定いたします。

議長 次に、議案第3号4番の議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 【議案第3号4番を議案書をもとに朗読】

事務局 順位4番ですが、農家住宅を新築するため申請が出されました。申請地は、営農管理上最適な場所が選定されています。また、営農に支障がないよう配慮もされています。  
なお本案件は、農業公共投資後8年以内の農地には該当しないなど、農地法第5条第1項の転用申請について、転用不可の項目には該当しないため、やむを得ない転用であると考えます。  
昨日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を地区担当委員に行っていただき、やむを得ない転用である旨の意見をいただいております。□  
以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

7番 議案第3号4番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。  
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第3号4番について、これを許可相当との意見を付することに異議ございませんか。  
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第3号4番はこれを許可相当との意見を付して、北海道農業会議へ諮問にかけ、北海道に進達することに決定いたします。

議長	次に議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを、議案といたします。 事務局より議案第4号1番の議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局	【議案第4号1番を議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、お手元にごございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の1ページに記載されていますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
8番	議案第4号1番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第4号1番について、これを許可相当との意見を付することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第4号1番の集積計画について決定といたします。
議長	次に、事務局より議案第4号2番の議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局	【議案第4号2番を議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、お手元にごございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の1ページに記載されていますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
7番	議案第4号2番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第4号2番について、これを許可相当との意見を付することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第4号2番の集積計画について決定といたします。
議長	次に、事務局より議案第4号3番の議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局	【議案第4号3番を議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、お手元にごございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の2ページに記載されていますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
7番	議案第4号3番については、事務局の説明のとおりです。



議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第4号3番について、これを許可相当との意見を付することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第4号3番の集積計画について決定いたします。
議長	次に、事務局より議案第4号4番の議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局	【議案第4号4番を議案書をもとに朗読】
事務局	本案件は、新規就農に係る案件のため、別添の新規就農に係る資料に基づき補足説明いたします。 ●●さんは施設花き、主にデルフィニウム、アスター栽培に取り組み、三石地区で今年4月就農予定で準備されております。また、研修歴としては平成29年4月から今年3月の予定で、町の農業実験センターで施設花きの研修中であり、経験については問題ないものと考えております。なお、提出いただいた営農計画書は、実験センター、農協等の関係団体と相談され栽培計画や収支計画を立てられております。 以上の計画要請の内容は、お手元にごございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の2ページに記載されていますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
7番	議案第4号4番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第4号4番について、これを許可相当との意見を付することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第4号4番の集積計画について決定いたします。
議長	次に議案第5号農業振興地域における農用地区域の変更等に係る意見についてを、議案といたします。事務局より議案第5号1番の議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案第5号の議案書をご覧下さい。農業振興地域における農用地区域の変更については8件です。議案書をもとに説明します。
事務局	【議案第5号1番を議案書をもとに朗読】
事務局	順位1番ですが、事業計画地は現在農地として利用されておりますが、この度、農家住宅を建設するに当たり除外の申請がされました。なお、営農管理上、最適である当計画地が選定されています。 昨日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を担当地区委員に行っていただき、過大な転用ではないことから、除外について適当である旨の意見をいただいております。 以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
2番	議案第5号1番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第5号1番について、適当であるとの決定に異議ございませんか。  
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第5号1番はこれを適当であると決定し、町長への意見といたします。

議長 次に、議案第5号2番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第5号2番を議案書をもとに朗読】

事務局 順位2番ですが、事業計画地は現在農地として利用されておりますが、この度、農家住宅を建築するに当たり除外の申請がされました。なお、営農管理上、最適である当計画地が選定されています。  
昨日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を担当地区委員に行っていただき、過大な転用ではないことから、除外について適当である旨の意見をいただいております。  
以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

7番 議案第5号2番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。  
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第5号2番について、適当であるとの決定に異議ございませんか。  
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第5号2番はこれを適当であると決定し、町長への意見といたします。

議長 次に、議案第5号3番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 順位3番ですが、事業計画地は現在農地として利用されておりますが、この度、雨水防災対策のため植林するものです。  
昨日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を担当地区委員に行っていただき、過大な転用ではないこと及び防災対策の必要性を確認し、除外について適当であるとの意見をいただいております。  
以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

8番 議案第5号3番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。  
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第5号3番について、適当であるとの決定に異議ございませんか。  
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第5号3番はこれを適当であると決定し、町長への意見といたします。

議長 次に、議案第5号4番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 順位4番ですが、事業計画地は現在農地として利用されておりますが、この度、雨水防災対策のため植林するものです。  
昨日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を担当地区委員に行っていただき、過大な転用ではないこと及び防災対策の必要性を確認し、除外について適当であるとの意見をいただいております。  
以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長	ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
2番	議案第5号4番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第5号4番について、適当であるとの決定に異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第5号4番はこれを適当であると決定し、町長への意見といたします。
議長	次に、議案第5号5番の議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局	順位5番ですが、治山事業のため、植栽するものです。申請地は近年の大雨の度に、申請地南側に面している山林をつたい、土砂の流失が激しくなっていた状況で、また、申請地下側の土地に土砂や水の流入が頓発するようになっていたことから、北海道と町が協議し治山事業で計画することとなったものです。 昨日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を担当地区委員に行っていただき、土砂の流失及び事業の必要性を確認し、除外について適当であるとの意見をいただいております。 以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
9番	議案第5号5番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第5号5番について、適当であるとの決定に異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第5号5番はこれを適当であると決定し、町長への意見といたします。
議長	次に、議案第5号6番の議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局	順位6番ですが、事業計画地は現在農地として利用されておりますが、この度、厩舎を建築するに当たり申請がされました。計画地は、軽種馬の営農管理と経営地・施設用地を有効利用して選定されています。合せて、転用面積も最小限で計画されていると考ます。 なお、200㎡未満の農業用施設のため、農地法第4条の転用案件には該当しません。 昨日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を担当地区委員に行っていただき、過大な転用ではないこと及び農業用施設としての必要性を確認し、用途の変更について適当であるとの意見をいただいております。 以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
7番	議案第5号6番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第5号6番について、適当であるとの決定に異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第5号6番はこれを適当であると決定し、町長への意見といたします。

議長	次に、議案第5号7番の議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局	<p>順位7番ですが、農家住宅を第1種農地に設置せざるを得ない場合、農業振興地域整備計画のマスタープラン(農用地利用計画以外の計画)の変更が必要となるため町へ届出がされて、町より意見を求められているものです。</p> <p>昨日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を地区担当委員に行っていたが、過大な面積転用ではないなど、マスタープランの変更について適当である旨の意見をいただいております。</p> <p>以上で議案の朗読と説明を終わります。</p>
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
2番	議案第5号7番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。(質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第5号7番について、適当であるとの決定に異議ございませんか。(異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第5号7番はこれを適当であると決定し、町長への意見といたします。
議長	次に、議案第5号8番の議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局	<p>順位8番ですが、農家住宅を第1種農地に設置せざるを得ない場合、農業振興地域整備計画のマスタープラン(農用地利用計画以外の計画)の変更が必要となるため町へ届出がされて、町より意見を求められているものです。</p> <p>昨日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を地区担当委員に行っていたが、過大な面積転用ではないなど、マスタープランの変更について適当である旨の意見をいただいております。</p> <p>以上で議案の朗読と説明を終わります。</p>
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
7番	議案第5号8番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。(質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第5号8番について、適当であるとの決定に異議ございませんか。(異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第5号8番はこれを適当であると決定し、町長への意見といたします。
議長	次に、議案第6号現況証明下附願いに対する発給についてを、議案といたします。事務局より議案第6号1番の議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案第6号の議案書をご覧下さい。現況証明下附願いに対する発給については7件です。議案書をもとに説明します。
事務局	【議案第6号1番を議案書をもとに朗読】
事務局	<p>順位1番ですが、申請地は建物と宅地に囲まれた土地で、高齢のため管理が難しく、一部原野化しているところもあり、この度、地目整理するために願出がされました。</p> <p>昨日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を地区担当委員に行っていたが、今後営農作付することが困難であることから、非農地である旨の判定意見をいただいております。</p>

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

5番 議案第6号1番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。  
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第6号1番については、現況証明を発給することと決定してよろしいですか。  
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第6号1番については現況証明を発給することと決定いたします。

議長 次に、議案第6号2番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第6号2番を議案書をもとに朗読】

事務局 順位2番ですが、申請地は周囲が宅地化が進んでいる少し傾斜のある農地で、この度、地目整理し処分するために願出がされました。  
昨日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を地区担当委員に行っていたが、今後営農作付の見込みがなく、非農地である旨の判定意見をいただいております。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

3番 議案第6号2番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。  
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第6号2番については、現況証明を発給することと決定してよろしいですか。  
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第6号2番については現況証明を発給することと決定いたします。

議長 次に、議案第6号3番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第6号3番を議案書をもとに朗読】

事務局 順位3番ですが、申請地は周囲が宅地化が進んでいる中にある狭隘な農地で、この度、地目整理し処分するために願出がされました。  
昨日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を地区担当委員に行っていたが、今後営農作付の見込みがなく、非農地である旨の判定意見をいただいております。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

3番 議案第6号3番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。  
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第6号3番については、現況証明を発給することと決定してよろしいですか。  
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第6号3番については現況証明を発給することと決定いたします。

議長 次に、議案第6号4番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第6号4番を議案書をもとに朗読】

事務局 順位3番ですが、申請地は牧草地と農業用施設に囲まれた狭隘な農地です。農地の一部に農業用施設が点在して建っており、これを地目整理するために申請がされました。昨日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を地区担当委員に行っていただき、今後営農作付の見込みがなく、非農地である旨の判定意見をいただいております。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

3番 議案第6号4番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。  
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第6号4番については、現況証明を発給することと決定してよろしいですか。  
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第6号4番については現況証明を発給することと決定いたします。

議長 次に、議案第6号5番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第6号5番を議案書をもとに朗読】

事務局 順位5番ですが、申請地は宅地及び道路敷地に囲まれた狭隘な農地です。宅地の中に分筆の際に発生した農地の残地があり、これを地目整理するために申請がされました。昨日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を地区担当委員に行っていただき、今後営農作付の見込みがなく、非農地である旨の判定意見をいただいております。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

2番 議案第6号5番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。  
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第6号5番については、現況証明を発給することと決定してよろしいですか。  
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第6号5番については現況証明を発給することと決定いたします。

議長 次に、議案第6号6番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第6号6番を議案書をもとに朗読】

事務局 順位6番ですが、申請地は30年以上前に建物が建っており、それを壊した後は雑種地の状態で管理されてきました。なお、農用地区域外の土地です。この度、これを地目整理するために申請がされました。昨日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を地区担当委員に行っていただき、今後営農作付が困難であり、非農地である旨の判定意見をいただいております。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

2番 議案第6号6番については、事務局の説明のとおりです。

議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第6号6番については、現況証明を発給することと決定してよろしいですか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第6号6番については現況証明を発給することと決定いたします。
議長	次に、議案第6号7番の議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局	【議案第6号7番を議案書をもとに朗読】
事務局	順位7番ですが、申請地は大雨時に下方への水害を防止するため、治山事業による植栽工を計画する土地であり、事前調査において事業を行ううえでの最適地であるとされております。昨日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を地区担当委員に行っていたいただき、災害対策のため治山事業により非農地にするのはやむを得ない、との判定意見をいただいております。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
9番	議案第6号7番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第6号7番については、現況証明を発給することと決定してよろしいですか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第6号7番については現況証明を発給することと決定いたします。
議長	次に議案第7号平成30年贈与税・相続税及び不動産取得税の猶予届出に係る営農証明発給の適否についてを、議案といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。 なお、審議に入る前に、7番土居委員が新ひだか町農業委員会会議規則第13条の議事参与の制限にあたりますので、議案第7号の審議が終了するまで退室をお願いします。 (7番土居委員 退室)
事務局	それでは、議案第7号の議案書をご覧下さい。本件の対象者は16名です。
事務局	【議案第7号を議案書をもとに朗読】
事務局	本案件について説明します。別添名簿の方より、租税特別措置法第70条の4第1項の規定による贈与税等の納税猶予の適用を受けるため、農業を引き続き行っている旨の申請書が提出された際に、営農証明の発給をすることになりますが、その適否について審議願うものです。 本案件は、農地の一括生前贈与により、贈与税及び不動産取得税の納税猶予・徴収猶予を受けられている方が、継続してその猶予を受けるために3年ごとに継続届出の手続きをするもので、営農していることが要件の一つとなっているものです。 別添名簿の該当者16名については、現在も農地を所有し耕作されており、営農証明願いが出された場合、発給できるものと事務局では考えております。
議長	ただいま説明がありましたように、すべて適格要件を満たしているとのことですので。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。 (質問、意見なし)

<p>議長</p> <p>議長</p>	<p>それでは、採決いたします。議案第7号について、該当者から証明願いがあつた場合、営農証明を発給することと決定してよろしいですか。 (異議なしの声多数)</p> <p>賛成多数ですので、議案第7号については、営農証明を発給することと決定いたします。それでは、審議が終了しましたので、7番土居委員の入室を認めます。 (7番土居委員 入室)</p>
<p>議長</p> <p>議長</p>	<p>以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。 (発言なし)</p> <p>よろしいですか。それでは、以上をもちまして、新ひだか町農業委員会第6回総会を閉会いたします。 (終了時刻 午前11時24分)</p> <p>以上のとおり、会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名捺印する。</p> <p>平成31年2月5日(議事録調整日 平成31年2月28日)</p> <p style="text-align: right;">新ひだか町農業委員会会長 <span style="float: right;">㊟</span></p> <p style="text-align: right;">議 事 録 署 名 委 員 <span style="float: right;">㊟</span></p> <p style="text-align: right;">議 事 録 署 名 委 員 <span style="float: right;">㊟</span></p>